

**新設規制に関する事前評価書**  
 < 湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	湖辺環境保護地区の指定制度の新設		
担当部局	環境省水環境部水環境管理課	電話番号: 03-5521-8313	<a href="mailto:mizu-kanri@env.go.jp">e-mail:mizu-kanri@env.go.jp</a>
評価実施日	平成17年3月8日		
政策目的	水質改善に資する湖辺の自然環境を保護することにより、湖沼水質の改善を図る。		
規制の内容	都道府県知事は、指定湖沼の水質の保全のために特に必要があると認めるときは、指定地域の区域内に湖辺環境保護地区を指定することができることとし、湖辺環境保護地区内において植物の伐採・採取等の行為を行おうとする者に対して、都道府県知事への届出を義務づける。		
	根拠条文等:	湖沼水質保全特別措置法第29条～第35条	
規制の必要性	湖沼は、国民の生活や生産活動にとって重要な資産であるが、汚濁物質が蓄積しやすいという特性に加えて、湖沼周辺での社会的・経済的な構造の変化による汚濁物質の増加等から、水質については顕著な改善傾向が見られない状況にあり、湖沼の水質の保全を図るため本規制が必要である。		
期待される効果	湖沼の水質の保全に資する湖辺の自然環境を適正に保護することにより、湖沼の水質の改善につながる。		
想定される負担	湖辺環境保護地区内において、規制対象行為を行おうとする者は、届出義務及び届出をした日から30日間の着手制限がかかる。また、都道府県知事が湖辺環境を保全するために必要があると認めるときは、当該行為を禁止・制限し、又は必要な措置を執るべき旨の命令が発出される。行政は、届出がなされた行為の内容が湖辺環境を保護する上で問題ないものであるか等について、監視する必要がある。		
想定できる代替手段との比較考量	関係者による自主管理という手段も想定されるが、私的な目的のために部外者が無断で植物の採取等を行う事態も想定されることから、水質改善に資する湖沼周辺の環境の保護を実効性をもって進めるには、法律に基づく行為規制の実施が効率的・効果的である。		
備考	中央環境審議会答申「湖沼環境保全制度の在り方について」(平成17年1月)において、「湖沼の水環境の保全の観点からは(略)湖辺の植生を保全する必要がある地区を指定し、(中略)自然浄化機能を損なうおそれのある行為を制限する措置を講ずることが適切である。」という指摘がなされている。		
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。		